

○招集告示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第二十号

平成二十四年第二回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議定会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年七月二十七日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 藤 縄 善 朗

記

一期 日 平成二十四年八月三日（金）

二場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会場

○会 期

平成二十四年八月三日 一日間

○ 応招・不応招議員

応招議員（七名）

一	番	大	澤	初	男	議員
二	番	飯	田	恵	議員	
三	番	齊	藤	芳	久	議員
四	番	古	内	秀	宣	議員
五	番					

六	番	漆	畑	和	司	議員
七	番	大	山	茂	議員	
八	番	高	田	克	彦	議員

不応招議員（一名）

二	番	宮	崎	雅	之	議員
---	---	---	---	---	---	----

平成二十四年第二回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議定会定例会

○議事日程(第一号) 平成二十四年八月三日

日程第一 議席の指定

日程第二 会議録署名議員の指名

日程第三 会期の決定

日程第四 諸般の報告

日程第五 副議長の選挙

日程第六 議員提出議案第一号

坂戸、鶴ヶ島水道企業団議定会議規則の
一部を改正する規則について

日程第七 議案第五号 平成二十三年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団

水道事業剰余金の処分及び決算の認定に
ついて

日程第八 議案第六号 平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団

水道事業会計補正予算(第一号)につい
て

日程第九 一般質問

午前十時十分開会

出席議員(七名)

一	番	大	澤	初	男	議員
二	番	飯	田	恵	議員	
三	番	齊	藤	芳	久	議員
四	番	古	内	秀	宣	議員
五	番	漆	畑	和	司	議員
六	番	大	山	茂	議員	
七	番	高	田	彦	議員	
八	番	宮	崎	雅	之	議員

欠席議員(二名)

二	番	宮	崎	雅	之	議員
---	---	---	---	---	---	----

説明のための出席者

企業長	藤	善	朗	副企業長	石	川	清	監査委員	木	村	栄	一	事務局長	三	田	和	雄	事務局長	小	川	守	事務局長	小	林	明	彦	庶務課長	高	篠	保
-----	---	---	---	------	---	---	---	------	---	---	---	---	------	---	---	---	---	------	---	---	---	------	---	---	---	---	------	---	---	---

事務局職員出席者

庶務課	太	田	正	主席主幹	柿	沼	孝	給水課長	田	端	安	男	施設課長	長	山	伸	一	施設課	主席主幹	深	田	登	志	夫	浄水課長	深	田	登	志	夫	書記	高	橋	俊	行	書記	毛	須	章	久	書記	新	井	広	高
-----	---	---	---	------	---	---	---	------	---	---	---	---	------	---	---	---	---	-----	------	---	---	---	---	---	------	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	----	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開会及び開議の宣告

(午前十時十分)

○齊藤芳久議長 現在の出席議員は七名、欠席議員は一名であります。よつて、定足数に達しておりますので、ただいまから平成二十四年第二回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議定会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長開会のあいさつ

○齊藤芳久議長 会議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、平成二十四年第二回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議定会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆さんにご出席をいただき、開会できますことを心より御礼申し上げます。

また、去る七月五日、六日の二日間にわたりましての議会事務調査につきましては、災害対策及び環境負荷低減化対策について大変実りある研修ができましたことを重ねて御礼申し上げます。

ことしも梅雨明けとともに猛暑の毎日が続いております。先ほど報告がありましたとおり、荒川水系、利根川水系ダムの貯水量は現在満水に近い状態となつており、今のところは渇水の心配はないようでございます。結果を見ますと、大体一週間で四％ぐら

いの水があるという状況でございますので、少し安心できるかと思ひます。これからも本格的な暑さを迎え、水需要も増し、給水活動につきましては重要な問題でありますので、水源の状況を見ながら進めていきたいと思つております。

今後とも皆様のご指導とご協力をいただき、坂戸、鶴ヶ島市民のために安全で安定した水を供給できるよう一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日提出されました議案は、議員提出議案一件を含む三件、一般質問は二名の議員さんからの通告がありました。また、副議長の選挙もございまして、円滑のうちに日程が終了できますようお願いを申し上げます。開会のあいさつといたします。



◎企業長のあいさつ

○齊藤芳久議長 企業長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許します。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 議員の皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、今定例会の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成二十四年第二回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議定会定例

会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用の中参集を賜りましてまことにありがとうございます。また、常日ごろ水道企業団の進展のためにご尽力いただいておりますことに心より感謝を申し上げます。

さて、去る四月十五日に行われました坂戸市議会議員選挙の結果、めでたく市議会議員に当選され、四月二十三日に行われた坂戸市議会臨時会におきまして、このたび水道企業団議会議員にご当選されました大山茂議員さん、古内秀宣議員さん、飯田恵議員さん、宮崎雅之議員さん、大澤初男議員さんには心よりお祝いを申し上げます。今後水道企業団議会議員として、企業団並びに水道事業発展のためにご尽力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、坂戸市長選挙におきまして、坂戸市民の力強いご支援のもと、石川清市長さんがめでたくご当選されました。心よりお祝いを申し上げます。

去る五月十四日に行われました正副企業長選任協議の結果、副企業長には引き続き坂戸市長さんに決定いたしましたのでご報告申し上げます。また今後ご尽力、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、先般実施されました議会議務調査におきましては、福島県いわき市、栃木県宇都宮市の各水道事業をご視察、ご研修され、大変お疲れさまでございました。今回の事務調査の結果を当企業

団の水道事業運営に反映していただきますようお願い申し上げます。

さて、平成二十四年度の水道事業の継続事業でありました万年橋水管橋更新工事が完了したのを初め、鶴ヶ島浄水場第一PC配水池耐震化工事も契約を済ませ、そのほか各種事業もおかげさまで順調に推移しております。これもひとえに議員の皆様方のご協力のたまものと、深く感謝を申し上げます。

また、荒川水系、利根川水系ダムの貯水状況は、先ほど全員協議会でも資料をお示しいたしましたが、ほぼ満水で、良好な状況であります。今後の天候にもよりますが、当面は取水制限を受けることなく安定した取水が行われるものと考えております。

明後日五日は、脚折雨乞行事が実施されます。あしたは戴水の儀ということで、上州板倉の雷神社までお水もらいに行つてまいりますけれども、昔から水というものは人々の生活にとって本当に重要なものであったと。そうしたことをこの雨乞行事が図らずも象徴しているのではないかとこのように思っています。水道議会の議員の皆様におかれましては、当然明後日の雨乞行事のほうにはそうした観点からご参加いただけるものと大いに期待しているところでございます。よろしくお祈いします。

さて、今定例会にご提案申し上げました議案は、平成二十三年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定

について並びに平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第一号）についての二件でございます。後ほど提案理由を申し上げますが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかにご議決、ご認定賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願います。

◇

◎副企業長のあいさつ

○齊藤芳久議長 続いて、副企業長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許します。

石川副企業長。

○石川 清副企業長 おはようございます。

議員のときに二年間水道企業団の議員をやったことがあります。藤縄企業長さんをしつかりと支えてまいります。議員の皆様、職員の皆様のこれからのご協力をお願い申し上げます。あいさつといたします。よろしくお願い申し上げます。

◇

◎仮議席の指定

○齊藤芳久議長 この際、議事進行上、去る四月二十三日、坂戸市

議会臨時会において坂戸、鶴ヶ島水道企業団議員に当選されました各議員の仮議席を指定いたしました。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◇

◎諸報告

○齊藤芳久議長 次に、本定例会に出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎議事日程の報告

○齊藤芳久議長 書記をして本日の議事日程を朗読いたさせます。毛須書記。

○毛須章久書記（議事日程朗読）

◇

◎議席の指定

○齊藤芳久議長 日程第一、議席の指定を行います。

今回水道企業団議員に当選されました大山茂議員、古内秀宣議員、飯田恵議員、宮崎雅之議員、大澤初男議員の議席は、会議規則第四条第二項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、一番、大澤初男議員、二番、宮崎雅之議員、三番、飯田恵議員、五番、古内秀宣議員、七番、大山茂議員を指定いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前十時十九分

再開 午前十時二十分

○齊藤芳久議長 再開いたします。



◎会議録署名議員の指名

○齊藤芳久議長 日程第二、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十三条の規定により、議長において、

三番 飯田 恵 議員

五番 古内 秀 宣 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○齊藤芳久議長 日程第三、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より一日といたしたいと思ひます。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 異議なしと認めます。

よつて、会期は本日より一日とすることに決定いたしました。



◎議案の朗読省略

○齊藤芳久議長 お諮りいたします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することといたしたいと思ひます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 異議なしと認めます。

よつて、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、

朗読を省略することと決定いたしました。

◎諸般の報告

○齊藤芳久議長 日程第四、諸般の報告を行います。

初めに、企業長から平成二十三年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計継続費の通次繰り越しについて、平成二十三年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から定例監査の結果について及び例月出納検査の結果についての報告をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続きまして、四月十五日に行われました坂戸市議会議員選挙において、大山茂議員、古内秀宣議員、飯田恵議員、宮崎雅之議員、大澤初男議員におかれましては、厳しい選挙戦を戦い抜かれ、見事当選の榮譽を獲得され、さらに四月二十三日の坂戸市議会臨時会において当企業団の議員に当選されましたので、ご報告いたします。

◎副議長の選挙

○齊藤芳久議長 日程第五、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。副議長の選挙は、指名推選の方法をとりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選において行います。

お諮りいたします。指名推選には、古内秀宣議員において指名することにいたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よって、古内秀宣議員において指名することに決定いたしました。

古内秀宣議員、指名をお願いいたします。

○五番 古内秀宣議員 一番、大澤初男議員を副議長に推選いたします。

○齊藤芳久議長 ただいま古内秀宣議員において指名していただきました大澤初男議員を当選人と定めることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 異議なしと認めます。

よつて、ただいま指名されました大澤初男議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大澤初男議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定による当選の告知をいたします。

◇

◎副議長就任のあいさつ

○齊藤芳久議長 大澤初男議員、自席において就任のごあいさつをお願いいたします。

○大澤初男副議長 皆さん、おはようございます。

ただいま皆様のご推挙によりまして、不肖私、副議長の職を賜り、身に余る光栄と心より感謝を申し上げます。もとより浅学非才でございますが、選任された以上は齊藤議長を一生懸命補佐をいたしまして、当水道企業団の事業発展と坂戸、鶴ヶ島市民の安定給水を目指しまして、誠心誠意努力をしてまいる所存でございます。

今後も皆様の絶大なるご支援とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、まことに簡単ではございますが副議長就任のご

あいさつとさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

◇

◎議員提出議案第一号の上程、説明、質

疑、討論、採決

○齊藤芳久議長 日程第六、議員提出議案第一号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者である古内秀宣議員から提案理由の説明を求めます。

五番、古内秀宣議員。

○五番 古内秀宣議員 五番、古内秀宣です。

ただいま議題となっております議員提出議案第一号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方分権時代の地域経営を担う議会の役割がますます重要となつており、市民の議会への関心も高まっております。このような中、効率的な議会運営と開かれた議会を推進する必要性が増しており、当坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会をより充実した一般質問が行われる議会とするために一問一答方式の導入を行うこととし、所要の改正をいたしたくこの案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い
い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第六、議員提出議案第一号 坂戸、鶴ヶ島水道企
業団議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたしま
す。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第五号の上程、説明、質疑、討論

採決

○齊藤芳久議長 日程第七、議案第五号 平成二十三年度坂戸、鶴
ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを
議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第五号 平
成二十三年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び
決算の認定についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。
す。

平成二十三年度における水道事業決算の概要について申し上げ
ます。水道事業収益につきましては三十億四千五百七十七万一千
百六十四円、水道事業費用につきましては二十八億一千七百三十
万六千八百六十六円となり、この結果、二億四百八十四万一千三百七
十一円の純利益となりました。これを地方公営企業法第三十二条
第二項の規定に基づき建設改良積立金として処分することといた
すものであります。

次に、資本的収入につきましては六千二百八十七万七千六百七
十九円、資本的支出につきましては四億七千九百九万一千二百七
十九円となり、この不足する額四億一千六百二十一万三千六百円
は、当年度分消費税、地方消費税資本的収支調整額、建設改良積
立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでありま
す。

なお、この決算につきましては、地方公営企業法第三十条第二項の規定に基づき、去る六月二十五日、監査委員の審査を受けておりますので、申し添えます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決及びご認定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○齊藤芳久議長 次に、監査委員から決算審査の結果についてのご報告をお願いいたします。

木村監査委員。

○木村栄一監査委員 それでは、決算審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

地方公営企業法第三十条第二項の規定に基づき、平成二十三年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業決算につきまして、平成二十四年六月二十五日に企業団事務所におきまして決算審査を行いました。

当該決算につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類を審査いたしました。決算数値は正確であり、諸書類も関係法令に準拠して作成され、会計経理も企業会計原則及び諸規程に従って処理されており、いずれも良好と認められました。

また、財政運営につきましても、健全になされているものと認められた次第であります。

なお、内容につきましては決算審査意見書のとおりでございます。

以上、審査の結果報告とさせていただきます。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 八番の高田です。二点だけお尋ねいたします。

一つは、十一ページの平成二十三年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業報告書にございますが、近年水の使用が減ってきていると、こういうことで営業収益も減少したと。その後、減り方が二十一年ぶりで三百リットル、一日平均一人当たりの使用量が減ったということですが、この原因についてどのように見ているか。ここでは、昨年の三・一一の大きな震災以降それが顕著にあらわれてきていると、このような書き方になっているわけなのですが、その点についてどう分析されているのかお尋ねいたします。

それからもう一点、今回この決算書の表題にもありますように、水道事業剰余金の処分にかかわることが新たな議決事項に加わっております。このことについて、建設改良準備金ですか、これに利益分を処分するということになっております。この地方公営企業法等の一部改正に基づくそういう措置であるわけなのですが、これについて、利益の処分に伴う減債積立金等の積み立て義務、それから減債積立金等の用途に係る規定、資本剰余金の減債別の積み立てに係る規定、これらを廃止して、議会の議決を得て利益

及び資本剰余金を処分できる、こういうふうになったわけです。

この点について、なぜその建設改良準備金に積み立てると、こういう形にしたのか、その辺の理由をお尋ねしておきたいと思いません。

以上二点です。

○齊藤芳久議長 柿沼給水課長。

○柿沼 孝給水課長 有収水量の減少の内訳につきましてお答えいたします。

平成二十三年度は、前年度と比較しますと三十万七千五百九十一立方減少しております。この使用量の減少量の多い主なものが、前年度と比較しますと、主に生活水である一般用が二十三万二千六百六十七立方メートル減少しており、これは減少量全体の七十五・五%を占めております。また、営業用が三万八千八百一立方メートル減少し一二・六%、工場用が三万二千三百四十四立方減少し、一〇・五%占めております。

減少の要因といたしましては、東日本大震災以降一般家庭における節水意識の高まり、事業者における節水対策による使用量が減少したものと考えております。さらに、節水型給水機器の普及やライフスタイルの変化なども加え、給水人口も減少に向かうと推移されることから、今後も水需要の減少傾向は続いていくと考えております。

以上です。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 続きまして、剰余金の処分で、なぜ建設改良積立金のほうにしたかということについてお答えいたします。

平成二十三年五月にこの地方公営企業法が改正されて、それまで剰余金の処分については、剰余金の二十分の一を下らない金額、これを欠損金がある場合にはその欠損の穴埋め、それから積立金、これは負債等の借金がある場合にはその返済に充てなさいと。それをやってなお利益がある場合には利益積立金に積み立てなさいというものが今までの現行法でございました。それが改正によりまして、この剰余金の処分につきましては各自治体の判断に任せると、その自主性にゆだねるという経営判断に基づくものとして改正となったものでございます。

今回この剰余金、二億四百万ですか、これの処分を建設改良積立金に充てるということにつきましては、平成二十四年の当初予算でもご説明いたしました。まず資本的収入額と資本的支出額に対して不足する額が、当初予算では二十億八千万余りというような大きなものがございます。それにつきまして、この建設改良積立金に一部でも積み立てまして、それを二十四年度、この建設改良費のほうに補てんをするということ。今回上程いたしました。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 この水の使用量が漸減していくということについては、水道議会としても論議しておかなければいけないことだなというふうに感じております。

確かに水の節水傾向というのはありますが、ではそれを何で補うかと。飲まないでいるのか、あるいはふるを使わないとか、使う回数が減っているのか、あるいは庭等にまく水を減らしているのか。そうやって私なんかが見ていますと、果たして、例えばペットボトルだって二リットルで一本幾らですか、百何十円かするのです、百十円とか二十円とかは。最も安いものでは、八十円台というのがあるそうですが。それを、いわゆる六リットルですから、三本、こういう計算も成り立つわけなので、今のこういう経済情勢の中で、そういうもので賄っているのかどうかというのはちょっと疑問なのです。それは、赤ちゃんがいたり、小さなお子さんがいた場合に、放射能が怖い、せめてこの子たちだけにはペットボトルの水をと、こういうご家庭は多いかとは思いますが。しかし、全体としてこういう傾向になっているかどうかということについてちょっと疑問を持つのですが、いかがなものでしょうか。もう一つ考えておかなければならないのは、いわゆる地下水をかなりくみ上げてきているのではないかなと。これは工場、企業、営業用、家庭も含めて、そういうことが大きく左右しているのではないかなと、こういうふうにいるのですが、その点はいかがで

ありましようか。

それから、二番目の問題についてなのですが、自由に処分してよろしいと、こういうふうになったわけですが。それは、結果的には建設するお金が、資本的経費が大きいですから、それを補うためにいろんな不足分を繰り入れてやっているわけなのですが、それは何も建設準備金に特化をするものでなくてもいいのではないかなと。いずれにしても、その不足分は補っていかねばならない。それが利益の積立金であろうと、ほかのものであろうと、あてがっていかねばならないわけなので、どうもその辺が、建設積立金にするというのは便宜的ではないのかなと、こんなふうに感じるわけですが、もう一度お願いいたします。

○齊藤芳久議長 柿沼給水課長。

○柿沼 孝給水課長 先ほど申し上げましたように、一般用が減っているという、節水意識高揚ということでしたけれども、飲み水というのは我慢することはできないと思います。生活用水ですら、そういう洗濯とかおふろとか、そういったもので節水していくことが節水だと思えます。先ほど申しましたように、節水器具、これが大分普及して、そういった節水が進んだものと思えます。

それと、次に井戸水の使用につきましては企業団では把握しておりません。埼玉県環境部のほうの管轄になっておりまして、地盤沈下の防止を目的に、法律、条例により地下水の採取を制限し、規制していると聞いております。その中で、規制の効果によりま

して、地下水のくみ上げ量につきましても年々減少していると、そのように聞いております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 建設改良積立金の関係でございますが、地方公営企業法が改正になりました、今回が初めての決算の状況でございます。そこで、私も当企業団のほうでは、その建設改良積立金、これは二十四年度の不足分、これについても大幅な不足が見込まれておりますので、一つがこの建設改良積立金に今回はしようと。ただし、これは任意でございますので、また二十四年度以降、経営の状況によってはこの剰余金の処分について、先ほども全協でも申しましたが、この二十六年度から大幅な企業会計の改正が待っております。この中では、職員の退職給付引当金とか、そのほかの繰延勘定関係、それらの引当金にも積み立てられるということになっております。

二十六年度の企業会計の見直しにつきましては、まだ政府のほうでも制度設計のほうが完全にできているわけではございませんので、今その調整でどこの事業体も苦慮しているところでございますが、今回の剰余金の処分についても、将来的にはそういった退職手当とか、そちらのほうの積立金に振りかわることもございます。ですから、この建設改良積立金につきましてはこうした議会のほうの議決を受けまして、皆さんも市民のために使うという

形で持っていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

〔「結構です」の声〕

○齊藤芳久議長 七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 七番、大山です。

決算審査意見書の中にある意見との関連で一点お伺いしたいのですが、この決算審査意見書の八ページの財政状況についてでございます。まざまに言われているけれども、とりわけ使用水量の減少とかということがあったにしても、安定した財政状況が示されていると。経営の状況は、良好だというふうなことが触れられているのですが、使用水量が減っても、なおかつ支出等の関係、あるいはいろんな自己資本構成比率など、そういった状況から見れば経営の状況は良好であると。

この点に関して、今この決算で当然今後の水道料金のことについて、もちろんこの決算の中ではどうこう触れる話ではないかと思いますが、もしこういう使用水量が減少する傾向、それが今後も続くとしたとしても経営の状況は良好であるというふうなことがあるならば、わずかながら下げてきた水道料金、その水道料金をさらに下げることによって、水道料金が安くなれば、それならばという形で需要も生むということも含めて見れば、今後の水道のあり方、水道事業のあり方として、水道料金をさらに引き下げ

て、現状でも一応安定して、財政、経営の状況は良好だというふうな内容、これを維持しつつ、かつ使用水量をふやすということも可能ではないかなということも感じられるのですが、この水道料金の今後と現在の経営のことまで、ちよつと繰り返し申して申しわけありませんが、経営の状況が良好であるということであるならば、水道料金を下げていくというふうなことにより、その使用水量の減少も防ぐことができるというふうな考え方もできるかと思うのですが、その点について、この決算の段階でどうこう示すということではないかと思いますが、その点で状況をどう見るか、また水道料金の今後についての考え方についてお示しいただきたいと思ひます。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 大山議員の質疑にお答えいたします。

料金の見直しについては、これまでも議会等でお答えしてきましたが、現在実施しております中期経営計画、これらの進捗状況、それから改定した水道料金の効果、それと今問題になっております水需要の動向を見ながら、これからの中期経営計画の検証作業、これらを去年一度いたしました、今度は二回目でございます。この検証作業をこれからした上で、その結果を踏まえた上で、三年から五年後をめどに新たな中期経営計画、これらを策定するとともに、その間の給水原価の精査を行います。その結果を見まして、その中で料金改定の必要性が生じてきましたなら、その水道

料金体系も見直しを行っていくということでございます。以上でございます。

○齊藤芳久議長 ほかに。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に対する反対の討論の発言を許します。

八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 八番の高田克彦です。議案第五号 平成二十三年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、反対の立場から討論します。

決算のまとめで、平成二十三年度は前年度に比べ年平均給水人口が微増であったものの、年間配水量、有収水量ともそれぞれ大きく減少した結果、給水収益は四千九百七万円の減収、当年度純利益は八千八万五千円の減益となりましたとあります。確かに近年水も節約傾向があり、有収水量、一人当たりの水使用量が減ってきています。これについて、確かに節水傾向はありますが、ご家庭でのペットボトルの水使用が多くなったからとは思えませんし、おふろの回数が減ったからとも思えません。ペットボトルは、それなりに高いものであるからです。私は、企業などの地下水くみ上げが多くなっているのではないかと疑いを持っております。

しかし、そうであっても、当水道企業団にあつては、それが企業団の経営内容に暗い陰を投げかけるかといえば、そういう段階ではありません。平成二十二年五月から三・〇二%の水道料金値下げがありました。純利益が二億円以上確保されていますし、これまでの蓄えが大きくあるからです。流動資産である現金預金は、平成二十二年度に比べ約四億一千万円以上積み上げ、三十六億七千万円強にもなっています。値下げした平成二十一年度からの現金預金の推移を見ますと、平成二十一年度は三十億八千万円でしたから、二年間で六億円もためたということになります。また、二十二年度と同じ金額ですが、国債である有価証券を約十七億円持っています。こうしたことから、企業長にあつては来年度予算において水道料金の引き下げをするべきであります。私は強く要求します。

以上討論とします。

○齊藤芳久議長 次に、賛成の討論の発言を許します。

六番、漆畑和司議員。

○六番 漆畑和司議員 六番、漆畑和司でございます。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、議案第五号 平成二十三年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

初めに、経営指標を見ますと、有効率、有収率ともにわずかながら低下していますが、依然として埼玉県平均を上回る数値で推

移しております。また、流動比率及び当座比率は、流動負債の増加などにより前年度に比べ低下しているものの、短期的な支払い能力を十分備えていると考えられます。

次に、経営状況ですが、前年度と対比してみますと、水道事業収益では二十一年ぶりに一人一日平均有収水量が三百リットルを下回る二百九十九リットルとなるなど、給水収益に直結する有収水量が減少したことから、七千七百五十五万円余り減額となる三十億四千五百七十七万一千円となっております。

一方、水道事業費用の主なものは、県水受水費十億八千六十二万二千元、浄水場運転管理や料金徴収業務などの委託料二億二千四百九十九万五千円及び減価償却費六億八千四百四十二万六千元などであり、前年度決算額より二千七十二万八千円余り増額した二十八億一千七百三十万円となっております。

しかしながら、給水収益が大幅に減少したにもかかわらず、支出の抑制に努めるなどの効率的な経営を行った結果、平成二十三年度純利益は二億四百八十四万一千円と、前年度比八千八万五千円余りの減益とはなつたものの、良好な経営成績であると評価するものです。また、建設改良事業におきましては、老朽化した施設の改修、更新に逐次取り組んでおりますが、建設改良のための財源は損益勘定留保資金とともに利益処分後の建設改良積立金が主なものです。したがって、利益剰余金の処分方法も妥当であると判断されます。

さて、当企業団におきましては、将来にわたって坂戸、鶴ヶ島両市民に安全な水を安定して供給するため、水道事業基本計画に基づく事業運営のより合理的で安定した経営基盤を築くことが必要であります。そのためにも、職員一人一人が常に経営意識を持ち、一丸となって、より一層の事業運営の効率化を図ることを望み、本案を認定することに賛成の立場からの討論といたします。

○齊藤芳久議長 ほかに。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第七、議案第五号 平成二十三年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案は剰余金の処分については原案のとおり決することに、決算の認定については原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○齊藤芳久議長 起立多数であります。

したがって、議案第五号は剰余金の処分については原案のとおり可決し、決算の認定については原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第六号の上程、説明、質疑、討論

採決

○齊藤芳久議長 日程第八、議案第六号 平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第一号）についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第六号 平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第一号）についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。今回の補正につきましては、東京電力の電気料金が値上げとなったことに伴い、水道事業費用の営業費用一千八百五十九万三千円の増額補正をお願いするものであります。このことにより、営業費用は二十八億四千七百一十八千円、水道事業費用は二十八億六千二百五十五万一千円といたしました。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第八、議案第六号 平成二十四年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第一号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

○齊藤芳久議長 日程第九、一般質問を行います。

通告者は二名であります。順次発言を許します。

七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 七番、大山茂です。通告に従いまして、ただいまより水道事業会計に関して一般質問を行います。

坂戸、鶴ヶ島水道企業団の会計の手法は、企業会計の手法とな

っております。もちろん地方公営企業会計、そういった国のほうの法律に基づいてこの企業会計の手法となつてゐることは認めざるを得ませんが、この企業会計の手法は公共の福祉の増進を本旨としている自治体事業のあり方とはかけ離れていく、そういった懸念があると思います。水道料金ということに関して言えば、わずかながら下げたとはいえ、依然として坂戸、鶴ヶ島水道企業団の供給している水道、水についての水道料金は依然として高いというふうな状況もあります。これは、この企業会計の手法とも関連があるというふうな、そういうみなし方から、この企業会計の手法で改善すべきところなのか、改善できるところは改善していつてほしい、そういった立場で四点にわたり質問をいたします。

まず第一点、水道事業会計が企業会計の手法を取り入れている法的な根拠、これについては地方公営企業法などになると思いますが、先ほどの質疑の中でも地方公営企業法について一部変わったところもあるというふうなこともありますが、できればそういった改正点なども含めて、地方公営企業法など、そういった法的な根拠、これを示してください。

二点目、自治体からの、この場合でいいますと坂戸、鶴ヶ島両市であります。この構成市の一般会計から水道事業会計の繰り入れはできないというふうなことが、これまでそのように取り扱われてきたと思います。水道事業を始める当初に当たっては、一般会計からの補てんがあったという経過があるかと思ひますが、

現在ではこの一般会計から水道事業会計への繰り入れができないというふうなことについての、これについての根拠も示してください。

三点目、設備投資について、今後においても水道管の布設替えとかいうことも含めた設備投資が今後とも多く必要とされるということもあります。これについて、この設備投資の資金を水道料金に上乗せしていくという手法であると、水道料金を下げにくいということは極めて難しくなるかと思えます。この水道料金に上乗せするという点について、構成市からの出資資金で設備投資を賄っていくという、そういう手法にしていけば水道料金に上乗せすることがなくて済むというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

第四点、使用量が多くなるほど高くなる逓増方式ということを一層強めていく方法にしていくべきであると思えます。大口の需要者、大口の人たち、そこについては逓増もちろん加味されているわけですが、むしろ割安となっているのが現状ではないかと。市民全体の負担の軽減のためには、大口に対しては一層累進的な逓増方式ということをして、庶民、一般家庭など市民全体の負担の軽減をしていくべきではないかと思えますが、この点についてのお考えを示してください。

以上四点お伺いします。

○齊藤芳久議長 三田事務局長。

○三田和雄事務局長 大山議員さんの一般質問についてお答えいたします。質問事項の水道事業会計について、順次お答えいたします。

初めに、(一)についてお答えいたします。地方自治法第二百六十三条には、普通地方公共団体の経営する企業の組織及びそれに従事する職員の身分取扱並びに財務その他企業の経営に関する特例は、別に法律で定めると規定されています。この規定は、普通地方公共団体の経営する企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進を図るためには、普通地方公共団体一般について規定する地方自治法の規定が全般的に適用されることが必ずしも妥当でないことから、当該企業の組織等については別に法律で定めるとされており、この規定が地方公営企業に関する地方公営企業法等の法律の根拠規定となっております。

次に、(二)についてお答えします。地方公営企業法では、地方公営企業の定義のうち、その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費については、一般会計等が負担するという経理の原則がございます。したがって、本来の企業活動に要する経費など、料金で回収するのが妥当な経費については独立採算の原則が適用されますが、地方公営企業の経費の中で独立採算になじまない部分については一般会計等が負担することになっております。

次に、(三)についてお答えします。地方公営企業法では、地

方公営企業の経営は独立採算で経営することが原則ですが、地方公営企業の自己資本の増加を図ることなどについては、一般会計等が必要な出資を行うことができるとしています。当企業団においても、昭和四十三年の発足当時から昭和五十六年度まで、住民に対するサービスを確保するため、必要かつ適切な建設改良工事を行うに当たり構成市からも出資金を受けております。しかしながら、近年当企業団の経営は良好な状態が続いており、一般会計からの出資の必要はない状況でございます。

なお、事業経営の結果で生じた純利益は、設備投資等に充てるなど、将来に向けて内部留保していくべきものと考えております。

次に、(四)についてお答えします。当企業団の水道料金は、口径別の基本料金と使用水量にかかる従量料金の二部料金制度でございます。このうち従量料金は、水の使用量に応じて一立方メートル当たりの単価が高くなる逓増制となっております。ただし、減少傾向にある有収水量の増加を図るため、特例として一カ月一万五千立方メートルを超えて使用した場合は、一立方メートル当たりの単価を低く設定した料金体系となっております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 ご答弁ありがとうございます。何点か再質問をさせていただきます。

企業会計の手法を取り入れていくことについて、この水道事業

の場合は地方自治法との関連で触れていましたが、企業会計の手法を取り入れることがこの水道事業の場合妥当であり、もちろんこのそういった企業会計の手法が妥当でないものは、地方自治としての独立採算などの会計というふうな、ちよつとそんなように答弁をしたと受けとめたわけですが、いずれにしても地方自治法に基づくやり方ということが、この水道事業会計について妥当でない。裏を返せば、この企業会計が妥当であるということ、ですけれども、この妥当である、妥当でないということについて、もう少し説明を加えてください、妥当であるなしのことについて。

それから、同じようにこの事業形態、下水道事業も水道企業と極めて似通った状況、設備投資並びにその後は使用量に応じて料金いただくとかということも含めて、下水道事業も大変似たような形態を持っていますけれども、下水道事業についてはこの企業会計の手法は取り入れていません。しかし、この水道事業は企業会計の手法を取り入れている。この違いはどういう。別に下水道事業のようなやり方が、見方としては個人的には望ましいと。もちろん見た上での質問なのですが、水道については企業会計で、一方下水道事業についてはそうでないという、そのあたりの違いについて、その点をお伺いしたいということです。

それともう一点、一般会計からの繰り入れということでは、これもなじむとかなじまないとか、独立採算というふうなことは、水道事業会計というのは独立採算ということはなじまないという

ようにちよつと聞き取れたのですけれども、この独立採算制、要するに企業会計というところのほうがなじむ、あるいは独立採算制のものについてはなじまないという、企業会計はなじまないというふうな説明というふうに聞き取ったのですが、このなじむなじまないについてももう少し説明を加えていただきたいのですが、以上三点再質問いたします。

○齊藤芳久議長 三田事務局長。

○三田和雄事務局長 一つ目の企業会計の手法をとり入れるのが妥当かどうかについてお答えします。私のほうで妥当かどうかというのは判断できませんけれども、自治法等で決まっているものから、妥当と解釈してやっております。

二番目の下水道との違い、水道のほうは公営企業法の第二条に、法律の適用を受けるということで条項がありますので、それに基づいて水道はやっております。

三点目、一般会計の繰り入れと独立採算、このなじむなじまない、この点ですけれども、公営企業が適用されている以上、一般会計と違いますので、それとあと先ほど申し上げた公営企業法に水道事業が適用されておりますので、その辺について、企業としての経済性とか、今後を見ての一般会計との違いになりますので、なじんでいるものと私は解釈しております。

○齊藤芳久議長 よろしいですか。

〔は「い」の声〕

○齊藤芳久議長 次に、八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 八番の高田克彦です。私の一般質問を行わせていただきます。

質問は二項ありまして、一つは平成二十二年度水道事業年報について。坂戸、鶴ヶ島水道企業団は、平成二十二年度水道事業年報を出しています。六十ページを超える膨大なものです。平成二十二年度は特別の年でありました。しかしながら、この水道事業年報からはそれをうかがわせる記述は一つもありません。災害がどんな程度のものであったか、緊急体制は十分であったか、施設や管路の損害状況、復旧にどうしたか、特に想定していなかった原子力発電所の爆発事故への対応がどうであったか、お客様、これは市民のことですが、に十分安心を与えられたか。三月十一日から二十二日まで、放射能測定もできなかったことなどを踏まえた反省、総括をしておくことが後世に残す貴重な記録となり、不測に災害に備えることとなります。また、この年に水道料金を十六年ぶりに引き下げたことも記述すべきであります。そうしたことをまとめて公表すべきですが、いかがですか。

二番目の質問です。ホルムアルデヒド検出問題について。放射能災害の恐怖が冷めやらぬことしの五月十八日、行田浄水場と庄和浄水場で十七日から十八日に採水した検体から水質基準を超えるホルムアルデヒドが検出されました。

(一)、県が管理する吉見浄水場の異変があるかもしれないと

の連絡は何日の何時何分か。

(二)、当局はそれに対してどのような措置をとったか。

(三)、結局原因がはっきりしないままうやむやに終了しているが、原因は何であったか。

(四)、坂戸、鶴ヶ島水道企業団では、断水の場合、給水体制はどこまでできるのか、お尋ねいたします。

以上一回目といたします。

○齊藤芳久議長 三田事務局長。

○三田和雄事務局長 高田議員さんの一般質問に順次お答えいたします。

初めに、質問事項一についてお答えします。水道事業年報は、当企業団の当該年度の事業量を過去の数値と比較し、今後の事業経営の参考になるよう作成した事業統計資料でございます。したがって、年報の内容につきましては、当該年度の事業量や財務関係の数値が主なものとなっております。

また、東日本大震災や料金改定のように例年にない特別な事象につきましては、当該年度の決算書に記述し、構成市の図書館に設置することや、当企業団広報紙さかつる水だより並びにホームページ等で適宜公表に努めております。

次に、質問事項二の(一)についてお答えします。連絡時刻につきましては、平成二十四年五月十八日十七時十分には埼玉県企業局水道企画課から電話にて、利根川の原水からホルムアルデヒド

が基準値の二倍から三倍検出され、給水制限の可能性があるので、態勢を整えてほしいという連絡がございました。

次に、(二)についてお答えします。初動態勢としましては、当直者が関係職員への報告を行うとともに、浄水課職員十名が情報収集、事故対応の協議、受託団体との情報交換及び臨時の水質検査を実施いたしました。臨時の水質検査終了後は、速やかにホームページに検査結果を公表いたしました。

なお、当日の検査結果は、鶴ヶ島浄水場の県水が基準値〇・〇八〇ミリグラム・パー・リットルに対して、〇・〇二二ミリグラム・パー・リットル、鶴ヶ島浄水場の出口水が〇・〇二九ミリグラム・パー・リットル、多和目配水場の県水が〇・〇二二ミリグラム・パー・リットルであります。検査は、当日から六月四日までの十八日間のうち十六日間実施し、すべて基準値以下でございました。

続きまして、(三)についてお答えします。原因につきましては、平成二十四年六月七日に埼玉県環境部が記者発表しております。その発表によりますと、埼玉県と関係自治体である群馬県並びに高崎市が共同で原因調査を行ってきた結果、産業廃棄物として廃棄されたヘキサメチレンテトラミンを高濃度に含有する廃液が十分に処理されずに利根川上流に放流されたことが原因であると強く推定されているとのことです。

最後に、(四)についてお答えします。断水時の給水体制につ

きましては、渇水対策に伴う要綱、職務分担にのっとり対応することとなりますが、県水転換率が八〇%を超えておりますので、突発的な県水の断水になりますと大変厳しい状況となります。仮に県水が断水した場合、自己水をすべて稼働しても、最長で坂戸浄水場が百時間後、鶴ヶ島浄水場が二十三時間後、多和目配水場が三十八時間後に断水となります。県水の復旧に要する時間が長期にわたる場合は、減圧給水もしくは時間給水等の対応が必要となります。なお、その場合の対応につきましては、構成市はもとより地域住民の協力が不可欠でございます。今後は、構成市の防災担当と協議を行いながら、各自治会等との給水活動の体制づくりについてもお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 二回目の質問になりますが、この水道事業年報、かなり分厚いもので、私もダウンロードしたわけなのですが、最初には事業の概要というようなものまであるわけです。細かくデータが載っているわけです。こういう去年の三・一一のような大きな事故に対しては、この統計的な役割と、それはもちろん私も否定しませんが、それとは関係なく、こういう年報にはきちつと何枚かの紙を使って、やっぱり年報ですから報告する、こうでなければいけないと思うのです、先ほど言ったような観点で。もう既にこの事業年報は出されてしまっているのですが、これは

やっぱりやっておいたほうがいいです。後々のためになるわけですから。

では、それは決算とか、そういうもので書いているかと。では、今論議した平成二十三年度決算ですか、これは平成二十三年、不十分な、ほんのわずかな記述しかないわけです。こういうことかといって、やはり三・一一の教訓というのは、放射能災害も含めてきちつとしたものを、ホームページでもいいですから、水を扱う役所から見ただけの見解というのはやっぱり出しておくべきではないだろうかと思うのですが、いかがですか。

それから二つ目、ホルムアルデヒドの問題。大事に至らなくてよかったですと本当に思います。それで、吉見浄水場、我々は荒川水系から水を得ているという常識を持っていたわけなのですが、ところが約三〇%、利根川水系の水が上流の武蔵水路を經由して流れていると。それは、今でもそうなのですか。荒川水系から取水、通常はしているけれども、利根川水系のものがいつぱい入ってきているのだと。こういうのは、一般の市民は知らないですよ。利根川水系となると、今放射能なんかのホットスポットというところで、かなり心配される市民も多くおられるわけです。

この前、私どもも宇都宮に行ったわけなのですが、あそこも、鬼怒川かもしれませんが、利根川水系には違いないわけで、宇都宮の水道施設のわきにブルーシートがかかかっていて、それは水をとったときに出る汚泥を積み上げています。放射能がかなりある

ので処分に困っていると、こんなところも見させてもらったわけなのですが、そういうことも含めて、非常にこの利根川水系というのと荒川水系、荒川水系だつてないとは言えませんが、その点を一点お尋ねしておきたいと思います。

それから、ホルムアルデヒドも五月十八日、十九日、二十日、二十一日と。二十一日になると、ほとんど出なくなっておりますが、最高で鶴ヶ島浄水場内の県水で〇・〇四八ミリグラム・パー・リットル、これは基準値が〇・〇八ですから、半分ぐらいということ、二分の一ぐらいということですか。いずれにしてもそういうものが出ています。

それで、この前、新聞等によりますと、これは市民に被害が出なくて胸をなでおろしたということなのですが、同時に一都三県、ここというのはまとめて損害賠償請求していますね。三億円でしたか。先ほどのお話のように、緊急に非常招集して、職員も十人駆けつけさせて態勢をとったと。水道事業者として大変な思いで監視を続けていたと思うのですが、そうしたことに對する経費なんかも、きちつとやはりこの発生元に、県を通してでもいいのですが、やるべきではないかなと思うのですが、いかがなものでしょうか。

給水体制については、多くの災害が起こらないことを望むわけなのですが、これは大きな断水があった場合には大変なことになるなどいうことを改めて感じ、地域でも水を確保する努力をして

いかなければいけないなど、こんなふうに痛感した次第であります。その点については結構です。

以上です。

○齊藤芳久議長 三田事務局長。

○三田和雄事務局長 一番目の統計の関係ですけれども、また現在震災に係る一連の文書、被災状況並びに原子力発電所の現場事故等の対応につきまして、検査自体もやっておりますし、これからも継続して実施しておりますので、今の段階では簿冊で管理をしていきたいと思っております。高田議員さんのおっしゃるように、今後は災害対応のときに、東日本大震災関係につきましましては反省も踏まえまして、総括を残し、今後に生かす必要があるものと考えております。

続きまして、県水のほうの吉見浄水場の荒川プラス利根川の三〇％、これは企業団で確認している限りでは、利根川のほうから三〇％来ているということです。これについてはうちのほうで何％とはちょっと言えませんので、県のほうで判断して、荒川の水量が足りない場合は利根川から三〇％ないし四〇％入れるか、その辺については常時報告はございませんが、通常ですと三〇％は利根川のほうから入っております。

損害賠償請求につきましては、先ほどから高田議員さんがおっしゃられたように、一都三県で、原因物質であるヘキサメチレンテトラミンの排出元と三億円、損害賠償の請求に向けて話し合い

を行っております。今後企業団につきましても埼玉県並びに他の水道事業体と協議を行いながら、損害賠償に向けて検討してまいりたいと考えております。なお、企業団が請求する場合の損害額は、人件費及び薬品費で五十七万六千六百五十円。

以上でございます。

〔「結構です」の声〕

○齊藤芳久議長 これをもって、一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

(午前十一時三十分)

○齊藤芳久議長 以上で、今定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成二十四年第二回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

◎議長のあいさつ

○齊藤芳久議長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、早朝よりご出席いただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議

会定例会が開催され、提出されました議案につきましては、慎重審議いただき、円滑のうちに日程すべてを終了することができましたことを心より御礼申し上げます。

これよりまだ暑い日が続いております。議員各位を初めご参会の皆様には、健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の発展のためにご尽力いただきますようお願い申し上げます、閉会のごあいさついたします。

◎企業長のあいさつ

○齊藤芳久議長 企業長より閉会のあいさつをお願いいたします。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご参集を賜り、ご提案申し上げます。議案につきましては慎重ご審議を賜り、原案のとおりご議決、ご認定をいただき、まことにありがとうございます。本日、議員各位から賜りましたご意見、ご提言は今後の水道事業発展のために役立ててまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導、ご協力をお願いいたします。

暑さ厳しい折でもございます。議員の皆様におかれましては、

健康に十分ご留意の上、なお一層のご活躍をご祈念申し上げます。
て閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。
しました。

○齊藤芳久議長 本日は、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして散会いたします。